相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市北浜町一丁目三〇五番地一、最後の住所北海道紋別市北浜町一丁目三番一七号　被相続人　亡　佐藤　精司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

北海道紋別市花園町二丁目三番二号

相続財産管理人　司法書士　髙橋　榮助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道雨竜郡沼田町旭町三丁目四番、最後の住所北海道美唄市東七条南二丁目一番二号　被相続人　亡　西浦　克之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

札幌市北区北八条西三丁目三二番地ディーグラフォート札幌ステーションタワー三二〇三号　相続財産管理人　西浦　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県大沼郡会津美里町福重岡字屋敷廻乙三三〇番地、最後の住所福島県会津若松市材木町二丁目五番七号長峯アパート　被相続人　亡　星　元正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

福島県大沼郡会津美里町字高田甲二八九一番地一イセヤハイツ一階

相続財産管理人　司法書士　松本　晋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市高津区千年一二五五番地、最後の住所茨城県土浦市木田余四九八九セントラルコーポ土浦一〇一　被相続人　亡　長沼　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

茨城県土浦市中央一―一三―三大国亀城公園ハイツ二〇四土浦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙島　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区中央七丁目一六番、最後の住所埼玉県所沢市小手指町三丁目一八番地の一　小手指ハイツP―七一〇　被相続人　亡　伊藤　毅彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

埼玉県川越市仙波町一丁目五番地四四

相続財産管理人　弁護士　桑原　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市本通八丁目二番地、最後の住所埼玉県三郷市彦成三丁目一〇番二一―八〇四号　被相続人　亡　東谷　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

埼玉県草加市松原一丁目一番一〇号　獨協地域と子ども法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久能由莉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県朝霞市根岸台七丁目八八六番地九、最後の住所埼玉県朝霞市根岸台七丁目四三番四号　被相続人　亡　渡邊　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一七番二一号　髙篠・柿沼・一川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柿沼　佑一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区新田町二三番、最後の住所千葉県千葉市中央区宮崎町四七二番地二ウィンベルコーラス蘇我三〇六号　被相続人　亡　川﨑弓美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

事務所千葉市花見川区幕張本郷一―三―二六　八重寿ビル三階　幕張本郷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田島　和憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区早稲田鶴巻町五六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新谷　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

東京都千代田区神田淡路町一―三―一トーハン淡路町ビル九〇一やまうえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山上　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋二丁目六二番地、最後の住所東京都北区上中里二丁目三二番一二号　被相続人　亡　秋田　昭市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区上池台二丁目二七三番地、最後の住所東京都葛飾区亀有三丁目一番一三号川辺ハイツ四〇二号　被相続人　亡　田口　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

東京都中央区銀座三―九―一九吉澤ビル八階東京21法律事務所

相続財産管理人　弁護士　広津　佳子（登録姓　橘髙）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東篠崎一丁目三〇番地、最後の住所東京都江戸川区南篠崎町五丁目一三番二四―四〇八号　被相続人　亡　須藤　琢史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十九日

東京都新宿区三栄町二三―ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子

第31期決算公告

平成30年3月16日　東京都中央区明石町6番4号

株式会社片倉キャロンサービス

代表取締役　中根　展

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	575,302	流動負債	111,438
固定資産	125,795	固定負債	37,139
有形固定資産	56,272	株主資本	540,804
無形固定資産	748	資本金	65,000
投資その他資産	68,775	資本剰余金	467
		資本準備金	467
		利益剰余金	475,336
		利益準備金	16,250
		その他利益剰余金	459,086
		（当期純利益）	(47,525)
		評価・換算差額等	11,716
		その他有価証券評価差額金	11,716
資産合計	701,098	負債・純資産合計	701,098